

さんかわ福祉館だより

令和7年 11 月号

発行 参川福祉館

〒791-3521 内子町本川 1955-1

☎ 0892-50-1015 (FAX 兼用)



人権講座のご案内

人権問題について関心を持ち、正しく理解することを目的として、さんかわ福祉館
人権講座を次のとおり開催します。今回、障がい者の人権について学べる良い機会です
ので、ぜひご参加ください。

にち じ
日 時

11 月 19 日 (水)
午後 7 時 00 分 ~ 8 時 00 分

ば しょ
場 所

さんかわふくしかん
参川福祉館 ホール

こう し
講 師

にしおか ひろゆき
西岡 博幸さん (愛媛県人権啓発センター
人権啓発指導員)

えん だい
演 題

しょう ひと にんしき
「 障がいがある人 」 の認識を
アップデート！

☆ 参加を希望される方は、11月17日(月)までにお申し込みください。 ☆

申し込み先 参川福祉館 ☎ 50-1015

愛媛県では、11月11日から12月10日までを「差別をなくする強調月間」と定め、あらゆる差別の解消と人権が尊重される社会づくりに向け、この期間に各種啓発活動を集約的に実施し、県民一人一人の人権意識の高揚を図ることとしています。

この機会に、人権について考えてみませんか。

みなさんは障がいのある人が困っていませんか？
 「声をかける」「見て見ぬふりをする」など様々な方がいると思いますが、
 「どうすればいいのかわからない」という方も多いのではないのでしょうか。
 今回の講座では、障がいのある人が直面している問題や、その問題を解決する
 ためにどのような取組が求められているか、などについてお話します。
 障がいのある人もない人も全ての人のために住みよい社会を実現するために
 は何が必要なのか。
 この講座が、そのことを考えるきっかけになればと願っています。

障害者基本法では「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、
 文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を確保されること」と規定されて
 います。しかし、実際には、障がいのある人がさまざまな不利益を受けるケー
 スもあり、その自立と社会参加が難しい状況もあります。また、障がいに対
 する認識・理解不足から偏見が生じることも少なくありません。

このような中で、障がい者の人権を尊重し、自らの能力を発揮でき、自己
 実現が可能な社会づくりが必要です。障がい者にとって心地よい社会を実現す
 ることは、子どもや高齢者などすべての人のにとっても、生活しやすい環境や地
 域社会づくりにつながるものです。



	6 (木)	8 (土)	12 (水)	13 (木)	19 (水)	20 (木)	22 (土)	27 (木)
11月 利用 予定	詩吟教室	せせらぎ読書会	スマートフォン 活用講座	詩吟教室 運動教室	第1回 人権講座	生花教室 詩吟教室	船戸区常会 サロン定例会	詩吟教室

※ 主なものを掲載していますので、ご利用の際にはお問い合わせください。

※ スマートフォン活用講座が、12日（水）10時～11時に参川福祉館で開催されま
 す。申し込みを受け付けていますので、よろしくお願いします。